

小千谷市移住建替支援事業補助金交付要綱

(令和 8 年 9 月 1 8 日告示第 1 4 4 号)

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、市内の空き家の解消及びその敷地への住宅の建築を促進し、もって市内への移住及び定住を促進するため、空き家の解体又は建替に要する経費の一部について、予算の範囲内において移住建替支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、小千谷市補助金等交付規則（昭和 4 4 年小千谷市規則第 4 号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 住宅 居住の用に供し、生活するために必要な居室、台所、トイレ、浴室等を有する一戸建て住宅をいう。ただし、店舗等との併用住宅の場合は、延べ床面積の 2 分の 1 以上が居住の用に供されているものに限る。
- (2) 空き家 空家等対策の推進に関する特別措置法（平成 2 6 年法律第 1 2 7 号。以下「法」という。）第 2 条第 1 項に規定する空家等をいう。
- (3) 解体 原則として敷地全体を更地の状態にする工事（附属建築物のみを対象とする工事は除く。）をいう。ただし、建築物の一部又は附属建築物等を残置することが、安全上支障がなく、市長が特に必要と認めるときは、この限りでない。
- (4) 建替 解体した敷地に、自己の居住の用に供する住宅を建築することをいう。
- (5) 転入者 本市に転入した日又は転入を予定している日を起算日として、転入前 2 年の間に本市に住所を有しておらず、かつ、本市に生活の本拠を置き、将来にわたって 5 年以上定住する意思をもっている者とし、次のいずれかに該当するものをいう。

ア 転入日から起算して 1 年以内に交付申請を行う者

イ 交付申請の日から起算して 1 年以内に転入する予定の者

- (6) 居住誘導区域 都市再生特別措置法（平成 1 4 年法律第 2 2 号）に基づき、小千谷市立地適正化計画に定める居住誘導区域をいう。
- (7) 子育て世帯 交付申請時において 1 8 歳に達する日以後の最初の 3 月 3 1 日ま

での子どもと同居している世帯又は妊娠している者がいる世帯をいう。

(8) 所有者等 登記事項証明書又は固定資産課税台帳に所有者として記録されている者若しくはその共有者又はこれらの相続人をいう。

(9) 市内事業者 市内に事業所の本店若しくは支店・営業所を有する法人又は市内に住所を有する個人事業主であって、解体工事又は建築関連工事を仕事として請け負う者をいう。

(10) 取得 住宅を新築し、自己の名義で当該住宅の登記（転入者が共有名義で住宅を登記する場合には、2分の1以上の持分を有すること。）をすることをいう。

（補助対象空き家）

第3条 補助金の交付の対象となる空き家（以下「補助対象空き家」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1) 個人が所有するもの

(2) 売買又は賃貸をする目的で所有し、又は管理しているものでないもの

(3) 法第22条第3項の規定による命令又は同条第10項の規定による措置に係る特定空家等でないもの

(4) 抵当権その他第三者の権利が設定されていないもの

(5) 公共事業等の補償の対象となっていないもの

(6) 空き家解体事業にあつては、小千谷市空き家情報バンクにおいて、次のいずれかに該当するもの

ア 登録後、概ね1年が経過したもの

イ 登録要件を満たさず、登録できなかったもの

（補助事業の種類等）

第4条 補助事業の種類、補助金の交付対象となる者（以下「補助対象者」という。）、補助金の対象経費及び補助金の基本額は、次の表のとおりとする。

補助事業の種類	補助対象者	補助対象経費	補助金の基本額 (上限額)
空き家解体事業 (解体のみ)	市内に存する空き家の所有者等	補助対象空き家の解体工事に要する費用	補助対象経費の1／5以内（上限額50万円）。 ただし、市内事業者以外

			が施工する場合は、25万円を上限とする。
空き家建替事業 (解体と建替)	転入者	補助対象空き家の解体工事と建替工事に要する費用	補助対象経費の1/2以内(上限額200万円)

- 2 空き家建替事業については、次の表に掲げる加算要件に該当するときは、前項の補助金の基本額に、それぞれ同表に定める額を加算する。

加算要件	補助金の加算額	備考
居住誘導区域において建替を行う場合	100万円	複数の加算要件に該当する場合は、該当する加算要件の補助金の額を合算した額を補助金の額とする(上限額500万円)。
子育て世帯の場合	子ども1人当たり100万円。ただし、子ども2人を限度とする。	

- 3 前2項の規定により算出した補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

- 4 第1項の規定にかかわらず、申請時において次の各号のいずれかに該当する者は、補助対象者とししない。

- (1) 未成年者
- (2) 市町村税を滞納している者
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号から6号までに規定する暴力団に関与している者

- 5 補助金の額は、この要綱による補助金以外で空き家の解体及び新築を目的として交付される補助金その他これに準ずる補助金の額を控除した額とする。

(補助対象工事)

第5条 補助の対象となる工事(以下「補助対象工事」という。)は、補助対象者が行う次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 空き家解体事業にあつては、当該空き家を解体する工事であること。
- (2) 空き家建替事業にあつては、当該空き家を解体し、建替する工事であること。

(3) 補助金の申請をした日の属する年度の3月末日までに完了する工事であること。

(4) 補助金の交付決定後に着手する工事であること。

(交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、小千谷市移住建替支援事業補助金交付申請書(様式第1号)に次の書類を添えて、補助対象工事に着手する日の前日までに市長に提出しなければならない。

(1) 登記事項証明書又は固定資産課税台帳記載事項の証明書等

(2) 解体に係る経費の見積書又は契約書の写し

(3) 位置図

(4) 現況写真

(5) 市町村民税の未納のない証明書

(6) 誓約書兼同意書(様式第2号)

(7) 適正管理に係る誓約書(様式第3号)(空き家解体事業の場合)

(8) 建替に係る経費の見積書又は契約書の写し(空き家建替事業の場合)

(9) 住民票(加算要件の子育て世帯に該当する場合は、申請者を含む世帯全員が記載されたもの)

(10) その他市長が必要と認める書類

2 前項の規定による交付申請は、同一の補助対象者に係る同一の住宅につき1回限りとする。

3 第1項の規定による交付申請をしなければならない期限(以下「交付申請期限」という。)の属する年度と、住宅を取得する日の属する年度(以下「住宅取得年度」という。)が異なるときは、住宅取得年度において交付申請をするものとし、その旨を交付申請期限までに市長に申出なければならない。

4 前項の規定による申出を行った者は、住宅取得年度の4月30日又は住宅の取得が完了する日の前日のいずれか早い日までに市長に交付申請をしなければならない。この場合において、当該申出をした者は、第2条第5号の規定の適用については、当該申出をした日を交付申請の日とみなす。

(交付決定)

第7条 市長は、前条の申請書を受理したときは、その内容を審査し、補助金の交付

又は不交付を決定し、小千谷市移住建替支援事業補助金交付（不交付）決定通知書（様式第４号）により、当該申請者に通知するものとする。

（申請内容の変更）

第８条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、当該申請の内容を変更しようとするときは、小千谷市移住建替支援事業補助金変更承認申請書（様式第５号）に関係書類を添えて、市長に提出しなければならない。

２ 市長は、前項の申請書を受理したときは、その内容を審査し、変更の承認又は不承認を決定し、小千谷市移住建替支援事業補助金変更承認（不承認）決定通知書（様式第６号）により、当該交付決定者に通知するものとする。

（実績報告）

第９条 交付決定者は、補助対象工事が完了した日から起算して１か月を経過した日又は交付の決定を受けた日の属する年度の３月３１日のいずれか早い日までに、小千谷市移住建替支援事業補助金実績報告書（様式第７号）に次の書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- （１）補助対象工事に係る領収書の写し
- （２）補助対象工事の完了写真（周囲の状況の分かるもの）
- （３）閉鎖事項証明書又は建物滅失証明書の写し（空き家解体事業の場合）
- （４）住宅の登記事項証明書（空き家建替事業の場合）
- （５）振込先口座の確認書類（通帳の写し等）
- （６）その他市長が必要と認める書類

２ 市長は、前項の実績報告書の提出があったときは、必要に応じて現地を調査することができる。

（補助金の額の確定）

第１０条 市長は、前条の実績報告書を受理したときは、その内容を審査し、補助金の額を確定し、小千谷市移住建替支援事業補助金確定通知書（様式第８号）により、当該交付決定者に通知するものとする。

（決定の取消し）

第１１条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 空き家建替事業の場合にあつては、住宅に居住した日から起算して5年以内に補助金の交付対象となった住宅を取り壊し、又は売却したとき。
- (3) 空き家建替事業の場合にあつては、住宅に居住した日から起算して5年以内に補助金の交付対象となった住宅を退去し、又は居住の用に供しなくなったとき。
- (4) その他市長が補助金の交付の決定を取り消すべき事由があると認めたとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消したときは、小千谷市移住建替支援事業補助金交付決定取消通知書（様式第9号）により、当該交付決定者に通知するものとする。

（補助金の返還）

第12条 市長は、前条の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、既に補助金を交付していたときは、小千谷市移住建替支援事業補助金返還通知書（様式第10号）により返還を命ずることができる。

2 前項の規定により補助金の返還命令を受けた者は、指定された期日までに補助金を返還しなければならない。

（その他）

第13条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年10月1日から施行する。